

札幌医科大学特設講座設置規程

平成22年7月1日規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌医科大学に設置する札幌医科大学特設講座（以下「特設講座」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(特設講座の目的)

第2条 特設講座は、国、北海道その他の団体から提供される資金を有効に活用して、本学が主体的に設置及び運営することにより、本学の教育、研究又は診療（以下「研究等」という。）の進展及び充実を図り、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特設講座 寄附金以外の外部資金又は競争的資金（以下「資金」という。）を活用して設置する講座をいう。
- (2) 専任教員 特設講座の業務に専任する特設講座教員をいう。
- (3) 担当教授 特設講座と本学の関係部門との連絡調整を行う本学の教授をいう。
- (4) 代表教員 特設講座の運営に従事する専任教員をいう。

(特設講座の名称)

第4条 特設講座の名称は、学長が別に定める。

(特設講座の設置)

第5条 学長は、特設講座の設置に係る資金の提供の申出等があった場合にはこの資金を受け入れ、教育研究評議会の議を経て、特設講座の設置を決定する。ただし、次の各号のいずれかの条件が付された資金は、これを受け入れることができない。

- (1) 資金の提供により取得した財産を無償で当該資金の提供者に譲渡すること。
- (2) 資金の提供による学術研究の結果得られた知的財産権を無償で当該資金の提供者に譲渡し、又は専有させること。
- (3) その他本学に義務を課し、又は不利益を与えること。

2 学長は、前項の教育研究評議会の議を経るに当たり必要と認める場合は、附属産学・地域連携センター運営委員会に意見を求めることができる。

(特設講座の構成)

第6条 特設講座の教員は、1人以上の教授若しくは准教授又はこれらに相当する者及び1人以上の講師若しくは助教又はこれらに相当する者をもって構成するものとする。

2 前項の特設講座教員は、少なくとも1名を専任教員とする。

3 特設講座には、必要に応じ、研究等を補助する者（以下「研究等補助者」という。）を置くことができる。

（担当教授等）

第7条 学長は、本学の教授の中から担当教授を指名するものとする。

2 学長は、特設講座の教員の中から代表教員を指名するものとする。

（研究等計画）

第8条 担当教授は、特設講座の研究等に係る計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、教育研究評議会の議を経て、学長が承認する。

（教員の職務）

第9条 特設講座の教員は、前条の計画書に基づき研究等に従事する。

（規程等の遵守）

第10条 特設講座の教員及び研究等補助者は、本学の学則その他の規程を遵守しなければならない。

（研究等計画の変更）

第11条 担当教授は、第8条の計画書の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、教育研究評議会の議を経て、学長が承認する。

（進捗状況報告）

第12条 担当教授及び代表教員は、毎年4月末日までに前年度の進捗状況を学長に報告するものとする。

（完了報告）

第13条 担当教授は、特設講座の設置期間が終了したときは、速やかにその研究等に係る成果を学長に文書で報告するものとする。

（知的財産の取扱い）

第14条 特設講座の研究により得られた知的財産の取扱いについては、本学の規程の定めるところによるものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、特設講座の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規定第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日規定第14号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。